

6 日 獣 発 第 21 号
令和 6 年 4 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する 省令の一部改正について

このことについて、令和 6 年 3 月 28 日付け 5 消安第 7145 号をもって農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、昭和 51 年農林省令第 35 号）飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令において定められた飼料添加物について、ムラミダーゼは豚及び鶏を対象とする飼料（飼料を製造するための原料または材料を含む。）以外の飼料には用いてはならない旨を新たに規定し、令和 6 年 3 月 28 日付けで公布、施行されたことについて周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会
事業担当 栗野

TEL 03-3475-1601

5 消安第 7145 号
令和 6 年 3 月 28 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、別紙 1 のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第3条第1項に基づき、省令^{※2}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、ブロイラーを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない飼料添加物ムラミダーゼについて、使用の対象を豚及び鶏用飼料に対象を拡大するため、省令の一部を改正することとなりました。

2 改正の概要

省令において、ムラミダーゼは豚及び鶏を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)以外の飼料に用いてはならない旨規定しました。

本剤に関する省令の改正は、令和6年3月28日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)

※2 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)

担当： 畜水産安全管理課 飼料安全・薬事室
飼料安全基準班 飼料添加物担当
TEL：03-3502-8111(内線:4546)

○農林水産省令第十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十八日

農林水産大臣 坂本 哲志

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～ナ (略)</p> <p>ニ ムラミダーゼは、<u>豚及び鶏</u>を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>ヌ・ネ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飼料一般の製造の方法の基準</p> <p>ア～ナ (略)</p> <p>ニ ムラミダーゼは、<u>ブロイラー</u>を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。</p> <p>ヌ・ネ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正案について

1 現行制度の概要

- (1) 飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「法」という。）第2条第3項において、飼料に添加、混和、浸潤その他の方法によって用いられる物で、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものと規定されており、具体的には、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号。）において指定されている。
- (2) また、法第3条第1項の規定により、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、農林水産大臣は農業資材審議会の意見を聴いて（同条第2項）飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格等を定めることができることとされており、この成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）において定められている。
- (3) 省令においては、飼料一般の製造の方法の基準（省令別表第1の1の（2））等が定められている。

2 改正の趣旨

今般、プロイラーを対象とする飼料以外の飼料に用いることができないと定められている飼料添加物「ムラミダーゼ」について、豚及び鶏を対象とする飼料に用いることができるように、対象とする家畜の種類を拡大したいと、メーカーから要望があった。

当該飼料添加物の対象とする家畜の種類を拡大するために、飼料一般の製造の方法の基準を改正することとする。

（※ 今般の省令改正に当たって、農業資材審議会の意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得たところ。）

3 改正の内容

省令別表第1の1の（2）のニのムラミダーゼを用いることができる家畜飼料の種類を改正する。

4 施行期日

公布の日

5 パブリックコメントの実施期間

令和5年12月1日～12月30日